

定期報告制度のご案内

定期報告制度とは

不特定多数の人が利用する建築物や老人ホームなど就寝用の福祉施設については、不適切な状態にあると、火災等の災害が発生した時に被害が拡大し大惨事になるおそれがあります。

また、エレベーターなど多数の人が日常利用する設備についても、適切な維持管理が行われていないと、人命を損なうような事故が発生しかねません。

このような危険を避けるため、建築基準法では、「①特定建築物」については3年毎に、「②特定建築物に設ける建築設備及び防火設備」や「③昇降機等」については毎年、その所有者・管理者が専門の技術者による調査・検査を実施し、その結果を特定行政庁（熊本県・熊本市・八代市・天草市）に報告することを定めています。

詳細については、特定行政庁（裏面 お問い合わせ先）にお尋ねください。

令和7年7月1日から、『常閉防火扉等の調査・検査内容』が見直されます。詳細については、「特定行政庁（熊本県・熊本市・八代市・天草市）からのお知らせ」をご覧ください。

【定期報告が必要な建築物、建築設備、防火設備、昇降機等】

①建築物

対象用途※1	対象規模 i～ivのいずれかに該当するものが対象 ただし、該当する用途部分が避難階にのみあるものは対象外	報告時期
		建築物の調査
劇場、映画館、演芸場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの iii) 主階が1階にないもの iv) 地階にあるもの※3	令和8年度 (3年ごと)
観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和8年度 (3年ごと)
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000㎡以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和8年度 (3年ごと)
飲食店、遊技場、公衆浴場、料理店、カフェー、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、展示場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000㎡以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和8年度 (3年ごと)
事務所	階数が5以上の建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡を超えるもの	令和8年度 (3年ごと)
旅館、ホテル	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和9年度 (3年ごと)
体育館（学校に付属しないもの）博物館、美術館、図書館、ボート場、水泳場、スポーツの練習場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 対象用途の床面積の合計が2000㎡以上であるもの	令和9年度 (3年ごと)
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和10年度 (3年ごと)
就寝用福祉施設	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和10年度 (3年ごと)

※1 対象の用途に従属する部分（廊下、倉庫、事務室等）も対象。

※2 3階以上の階で対象用途に供する部分が100㎡以下のものは除く。

※3 地階部分で対象用途に供する部分が100㎡以下のものは除く。

②建築設備等

対象建築物	対象建築設備等		報告時期
	建築設備	排煙設備・非常用の照明設備（※4）	
①に該当する建築物	防火設備	防火扉、防火シャッター、防火スクリーン、ドレンチャー等	毎年
	防火設備	防火扉（常時閉鎖式を除く）、防火シャッター、防火スクリーン、ドレンチャー等	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、就寝用福祉施設で床面積の合計が200㎡超の建築物	防火設備	防火扉（常時閉鎖式を除く）、防火シャッター、防火スクリーン、ドレンチャー等	毎年

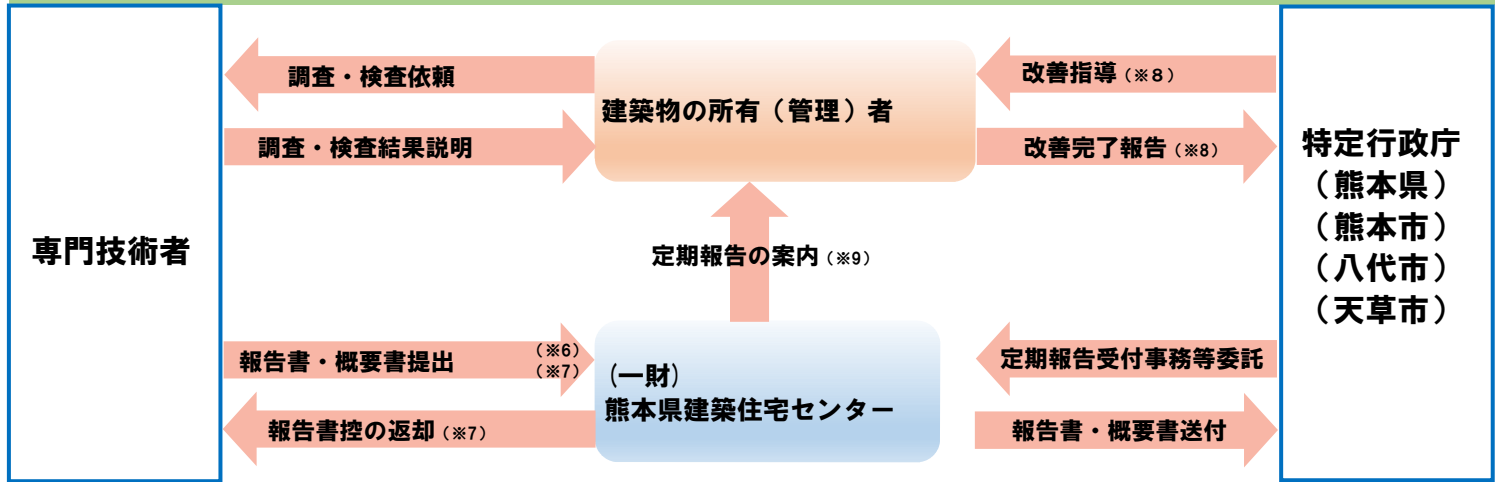
※4 熊本県内では、「換気設備」、「給水設備及び排水設備」は定期報告の対象外。

③昇降機等

対象建築物	対象昇降機等		報告時期
	昇降機	エレベーター（階段用昇降機、段差解消機を含む）（※5） エスカレーター 小荷物専用昇降機（※5）	
すべての建築物及び工作物 （一般交通の用に供するものを除く）	昇降機	エレベーター（階段用昇降機、段差解消機を含む）（※5） エスカレーター 小荷物専用昇降機（※5）	毎年
すべての建築物及び工作物	遊戯施設	コースター等の高架の遊戯施設	
		メリーゴーランド等の回転運動をする遊戯施設 ウォータースライダー等の遊戯施設	

※5 1つの住戸内のみの利用に供される昇降機（ホームエレベーター等）、労働安全衛生法に規定する昇降機、テーブルタイプの小荷物専用昇降機は除く。

定期報告の流れ



（※6）是正が必要な場合は、改善計画書を併せて提出。

（※7）特定行政庁へも提出可。その場合には特定行政庁から返却。

（※8）要是正の指導がある場合等の措置。

（※9）（一財）熊本県建築住宅センターでは、特定行政庁から定期報告受付事務等の委託を受け、案内事務を実施。

【調査・検査の専門技術者とは】（根拠：建築基準法）

一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員のことです。

【調査・検査時期】（根拠：各特定行政庁の規則）

報告日前の3ヶ月以内に調査、検査を行う必要があります。

【報告時期】（根拠：各特定行政庁の規則）

定期報告の種類	報告期間	対象報告の年
定期調査報告書（建築物）	4月1日～12月25日	3年ごとの年 建築物の用途に応じて、該当する時期に報告する必要があります
定期検査報告書（建築設備・防火設備）		毎年
定期検査報告書（昇降機・遊戯施設）	前年報告後1年経過月の末日まで	毎年

【報告書の提出先】

当センター又は所轄の特定行政庁（熊本県広域本部、熊本市、八代市、天草市）へ提出してください。

当センターへ提出された報告書は、後日、特定行政庁に送付します。

報告書の注意事項

- ◆ 提出部数は2部ですが、この他に所有者又は管理者等が必要であれば「報告者控」等をご用意ください。
また、特定行政庁へ提出する概要書（1部）が必要です。
- ◆ 建築設備及び防火設備の報告書にも図面（配置図・各階平面図）の添付が必要です。
- ◆ 定期報告の様式は、当センター又は各特定行政庁のホームページからダウンロードできます。
- ◆ 是正の必要な建築物等については、改善計画を記載した書類（改善計画書）を添付してください。
- ◆ 建築物は「3年ごと」建築設備や防火設備及び昇降機等は「毎年」報告しなければなりません。
※報告しない場合は、建築基準法の規定に基づき100万円以下の罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ先

- ◆ 熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班（☎096-333-2535）
〈宇城・上益城・天草（天草市を除く）地域〉
〈玉名・鹿本・菊池・阿蘇地域〉
〈八代（八代市を除く）・芦北・球磨地域〉
- ◆ 熊本市都市建設局都市政策部建築指導課（☎096-328-2516）
- ◆ 八代市建設部建築指導課（☎0965-33-4750）
- ◆ 天草市建設部建築住宅課建築指導係（☎0969-32-6797）

熊本県県央広域本部土木部景観建築課（☎096-333-2793）
熊本県県北広域本部土木部景観建築課（☎0968-25-2729）
熊本県県南広域本部土木部景観建築課（☎0965-33-3117）

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目32-1
一般財団法人
熊本県建築住宅センター

ホームページ
<http://www.bhckuma.or.jp/>
TEL (096) 385-0771 FAX (096) 285-6966